

特定非営利活動法人あかね

内部通報者保護に関する規程

(公益通報制度)

第1条 法人は、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理及び法人に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度を設ける。

(相談窓口及び通報窓口)

第2条 法人は、役職員が不正行為等の相談・通報するための窓口を設ける。

(1) 役職員は次の窓口に相談・通報することができる。

- ① 総務部長
- ② JANPIA 資金分配団体等役職員専用ヘルプライン

第3条 法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したことまたは通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分または措置を行ってはならない。

(内部通報制度の実施)

第4条 法人は、公益通報制度を実施するための細則を定めるものとする。

附則

この規程は、2021年6月1日から施行する。(2021年5月15日理事会決議)